

■個別対話における確認事項

1. 施設計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
1-1	施設整備期間の短縮は、審査をする際に加点要素になりますでしょうか。	適正工期を遵守した上で、施設整備期間を短縮する提案は可能ですが、新体育館の供用開始日を早めることはできません。 なお、市としては、要求水準を満たしているかどうかを判断するものであり、加点要素となるかどうかは検討委員会に委ねられます。
1-2	「新体育館の建築面積の上限は約10,000㎡まで」とありますが、これには自主提案施設の建築面積を含まないと考えてよろしいでしょうか。	既存の公園施設の総建築面積は、現体育館を含めて9,000㎡以上あります。今後の公園施設の拡充等も踏まえ、新体育館の建築面積の上限は、自主提案施設を含めて約10,000㎡までとしています。
1-3	要求水準書P.23にアリーナフロアのサイズは40m×48mとありますが、ハンドボール多面利用で短手寸法を40mで計画した場合、(公財)日本ハンドボール協会「ハンドボール競技規則」によると、アウターゴールラインから2m以上の安全地帯を設けなければならず、さらにサイドラインに沿って1m以上の安全地帯が要ると思われれます。必要寸法のご指示をお願いします。	ハンドボールコート(短辺20m×長辺40m)を並列する場合は、コートのサイドラインに沿って1m以上の安全地帯が必要なため、最小でも1m+20m+1m+1m+20m+1mの44mの競技フロアを確保する必要があります。このため、要求水準書の別紙8の「ハンドボール 2面」に記載のとおり、大アリーナの長辺に沿って、ハンドボールコートを2面並列することを想定しています。 なお、公式大会で使用する場合、コートのアウターゴールラインに沿って、それぞれ2m以上の安全地帯を確保できるよう、1階可動席を収納している空間にハンドボールのゴールを設置していただきたいと考えています。 また、これに限らず、アリーナの長辺側の2階観覧席下に、高さ2m以上、競技使用可能フロアから壁面までの幅2m以上の空間を設け、その空間にハンドボールのゴールを設置できるようにしていただく提案も可能です。なお、アリーナの短辺を44m以上で設定することを妨げるものではありません。
1-4	新体育館での障がい者スポーツの対応について、市の考え方を教えてください。	障害者スポーツでの使用申請があれば、最大限対応していただきたいと考えています。車いす使用者等の利用を想定し、必要な機能は備えるようにしてください。
1-5	アリーナの床について、木製床を指定されていますが、タラフレックスなどの提案は可能でしょうか。一概に木製床といっても、武道よりの木製床などがありますが、どのような仕様を想定されているのでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、フローリング床でご提案ください。ビニール系床が喜ばれる競技があることは認識していますが、裸足で実施する剣道などの武道に対応できないため、フローリング床として、丁寧な管理を期待します。仕様については、通常の体育館用床で問題ありませんが、車いすスポーツにも対応できることが望ましいため、比較的硬い仕様になると想定しています。
1-6	可動間仕切りは、墨田体育館を参考にしているものと思いますが、必須でしょうか。また、大アリーナ使用時に小アリーナを使用するケースは想定されていますか。	現体育館の大体育室は、大会によっては観覧席が溢れている状況です。今よりも大きなアリーナが欲しいという市民からの要望もいただいておりますので、可動間仕切りによって、大アリーナと小アリーナをひとつのアリーナとして一体利用できるようにすることは必須です。ただし、ひとつのアリーナとして一体利用する大会は、毎週行われるものではないものと想定していますので、日常的には、大アリーナと小アリーナを区切って使用することを考えています。 また、大アリーナ使用時に小アリーナに音が漏れると、一般利用者、特に乳幼児に恐怖感を与えるため、可動間仕切りには遮音性を求めます。
1-7	間仕切りをオープンとした一体利用の際、移動させた間仕切りを大アリーナ又は小アリーナ内の端部壁際に固定すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、アリーナを一体利用するときの間仕切りは、壁面に収納して固定し、利用者の安全に配慮してください。なお、可動間仕切りは、基本的には壁としてアリーナを区切って利用し、大きなフロア面積が必要な場合に間仕切りを動かすことで一体利用も可能という考え方で整備してください。
1-8	移動観覧席を使用して、1階と2階を行き来できるような動線にしたほうがよいでしょうか。	イベント主催者によって運営の仕方は異なりますので、イベント関係者と観覧者の動線を分けることができる提案を期待します。
1-9	「大アリーナ1階移動観覧席の1ユニット(20～30席)の座席はクオリティの高いボックス席を確保」とありますが、「ボックス席」の定義を確認させてください。	特に定義はありません。どの観覧席よりも快適性が高いものを求めています。ボックスという文言ですが困われている必要はありません。なお、誤解が生じないように、要求水準書の記載内容を変更します。
1-10	小アリーナについては役員室は必要ないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
1-11	小アリーナとメインアリーナの音響設備についてですが、小アリーナだけの単独で利用できる音響設備は必要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
1-12	アリーナ棟で大会開催時の武道館棟の利用について、どのようにお考えでしょうか。また、武道場の配置について、どのようにお考えでしょうか。	現体育館では、大規模な大会時は柔道場や剣道場が選手等の控室などに使用されています。ただし、大体育室と柔道場・剣道場が離れていることから、柔道場や剣道場の利用者が裸足で移動し、アリーナフロアに砂をあげるなどの課題は生じています。なお、現体育館では、プロスポーツ興行など観覧客と選手・イベント関係者の動線を分ける必要があるような大会は開催されていませんが、新体育館では必要な機能と考えています。また、武道場の配置について、現体育館の剣道場が第一研修室の真上にあることから、剣道で利用されているときは、第一研修室に音や振動がもれることも課題となっています。これらのことを踏まえて、武道場の配置をご検討ください。
1-13	トレーニング室や研修室の設置場所について、どのようにお考えでしょうか。	トレーニング室や研修室の設置場所について具体的な想定はありません。施設利用者が安全で快適に利用できる場所を提案してください。ただし、施設利用者のプライバシー保護にはご配慮ください。
1-14	要求水準書において「a 大アリーナに接して、選手控室兼更衣室を2室以上設けること」とありますが、「接して」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。	大アリーナに近接していれば、必ずしも隣接している必要はありません。
1-15	市のキッズコーナーの想定についてご教授をお願いいたします。	キッズコーナーの大きさや機能は事業者の提案に委ねますが、施設利用者以外の方でも気軽に利用できるものを求めています。
1-16	防災倉庫について、ダンボール20箱分とありますが、どのくらいの規模のものを想定されているのでしょうか。	毛布などの基本的な防災用備品は屋外倉庫に保管しますので、屋外倉庫で保管できない備蓄食糧と備蓄水(段ボール20箱程度)について屋内で保管できるスペースを確保していただければ、特別な倉庫等は不要です。

■個別対話における確認事項

1. 施設計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
1-17	要求水準書「2.6.2 電気設備 (1) 共通事項」では受変電設備等の主要機器は屋内設置となっておりますが、屋外設置を認めていただくことは可能でしょうか。	要求水準書に定めるとおり、屋内設置でお願いします。
1-18	要求水準書「2.6.2 電気設備 (7) 情報通信設備」のオーパスシステムの必要な環境を教えてください。	市民用と管理用の端末機2台を設置するための電気配線(单相100Vの電源)や光回線が必要となります。LANのジャック、空配管も必要です。
1-19	啓発標語3種類を表示した塔は独立型ではなく、壁面を活用することでよろしいでしょうか。	場所の変更も想定されるため、独立型でお願いします。
1-20	堺市津波避難計画の「津波避難ビルの選定基準」によりますと、「3階以上の階高を有する建物」との規定がありますが、必要な高さが確保されていれば、実際に3階建てとする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
1-21	質疑回答にて帰宅困難者の一時滞在施設として2,500人程度を想定しているとのことですが、2階レベルでの滞在を想定した計画として考えていますがよろしいでしょうか。また、屋上階の計画がございますでしょうか。	2階レベルに限らず、地震や風水害時の災害状況に応じた安全な場所での受け入れを想定しています。また、屋上階の計画は想定しておりません。
1-22	災害等緊急時の非常用発電機の継続運転時間は72時間で設定してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、建築設備の耐震性として、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準における「乙類」で求められる機能をご提案ください。
1-23	災害等緊急時及び停電時に使用可能な照明、コンセントは廊下、ホール、メインアリーナの20%程度及びメインアリーナ便所の照明程度でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
1-24	新市民広場の現時点での考え方、構想について教えてください。	現在の市民広場の代替機能として、無料で使用できる「自由広場」を想定しています。また、近年はイベントなどの催し会場としても使用されています。また、特に土日、大会・イベント開催時は公園内の駐車場が不足していることもあり、必要に応じて臨時駐車場として使用することを想定しています。
1-25	計画地において、毎年「堺大魚夜市」が開催されていますが、新体育館建設後においても、現体育館跡地の「新市民広場」の利用を想定されていますか。	堺大魚夜市は、新体育館建設後においても、現体育館跡地に再整備する「新市民広場」にて開催されることが予想されます。
1-26	新市民広場において、「堺大魚夜市」の利用を想定されている場合は、新体育館等との連携は想定されていますか。	昨年の堺大魚夜市では、よさこいの大会会場として現体育館の大体育室等が使用されており、新体育館でもイベント等で使用される可能性がありますので、最大限の協力をお願いします。
1-27	「計画地のうち、新市民広場整備予定地との境目に緩衝帯の役割となる植栽」とありますが、提案内容により、緩衝帯となる植栽を設置しない事は可能でしょうか。	要求水準書において「緩衝帯の役割を担うよう植栽すること」としていましたが、新市民広場との一体的な利用などに配慮し、「公園の修景に配慮した緑化に努めること」と修正します。 なお、新市民広場は、現在の市民広場の機能を継承した「自由広場」として整備予定です。基本的には市民に自由に利用してもらう予定ですが、自動車での来館が多いことが見込まれる日などは臨時駐車場として使用することを想定しています。また、事業提案書の中で、新市民広場の望ましいイメージを提案いただければ参考にしたいと考えています。
1-28	新市民広場境界部分について、提案内容により、芝生等とすることは可能でしょうか。	No.1-27をご参照ください。
1-29	基本計画によると南側に駐車場を計画することになっていますが、平日・休日ともに一般開放用として使うことを想定されていますか。	基本計画に記載する公園南側駐車場の再整備については、現時点では実施する予定はありませんので、自主提案施設の設置場所として使用していただくことは可能です。なお、自主提案施設の整備可能範囲については、実施方針公表時には「計画地及びそれに隣接する敷地の一部に」としていましたが、最新の入札説明書では、「大浜公園の敷地内に」として範囲を拡大しています。また、現在においても野球場の隣に駐車場はあり、休日は一般開放しています。
1-30	6/16付け質問回答の要求水準書No.42にて「管理用車両アクセス車路は、基本的に一般車両の通行は不可」とありますが、車いす利用者への配慮として平日も車寄せへの動線を確保する必要はありませんか。	管理用車両の車路は、基本的に閉鎖されており、一般車両が通行できない通路(園路)となっています。車いす利用者への配慮については、公園駐車場の現状を踏まえた上で、別途検討していただきたいと考えています。
1-31	施工時使用可能範囲内に地盤沈下観測所、隣接して工業用水立坑があります。施工計画にあたり、留意点はありますか。	両施設とも大阪府の施設であり、毎月メンテナンスにいられています。施工に当たって、両施設に影響が生じる恐れがある場合は、大阪府との事前協議が必要です。
1-32	事業用地に地中障害物(例えば護岸の石積みなど)の可能性はないでしょうか。事前調査の必要性や実施時期の参考とするため、過去の地歴等ありましたら教えてください。	事業用地として指定している場所は、元は民間企業が保有していた土地であり、地中障害物がないとはいいきれません。また、大浜公園に係る事業用地の地歴等は保有していません。
1-33	6/16付け質問回答の事業契約書(案)No.9回答にて、周辺家屋影響調査について貴市では実施しておらず、PFI事業者が必要に応じて行うとのことですが、過去の経緯の中で最低限実施すべき範囲はありますか。	特に、最低限実施すべき範囲を定めていません。
1-34	6/16付け質問回答の要求水準書No.116回答にて、「施工時使用可能範囲南端隣接の道路面に面した既存ゲートフェンスの利用は不可」とありますが、当該ゲートはどのような使用、利用のされ方をしているのでしょうか。隣接して工事用ゲートを設置する計画とした場合、留意点等はあるのでしょうか。	当該ゲートフェンスは、大阪府の工業用水立坑の入口であり、本事業の施工に当たっては、仮設ゲートを設置していただくこととなります。なお、設置に当たっては、府道大阪臨海線の交差点に近接しているため、警察協議等が必要と考えます。
1-35	施工時使用可能範囲を超えた範囲について、例えば管理用車両の通行路の舗装等を、PFI事業者が整備することは可能でしょうか。	PFI事業者の負担により整備することは可能です。

■個別対話における確認事項

1. 施設計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
1-36	事業用地、施工時使用可能範囲にある、樹木種類等、既存樹木調査資料はありますか。保存、移植計画、伐採根時の参考といたく教えてください	特に、保存や移植を求める樹木はありません。必要であれば、具体的な植樹の種類等について実施設計時にご確認いただくことを想定しています。
1-37	敷地の西側に、現体育館よりも高いレベルで園路が走っていますが、既存の樹木をなるべく残す、という意味で、樹木を保存するような提案は評価されるのでしょうか。	市として、既存の樹木の残置にこだわっていません。なお、評価は検討委員会に委ねられます。
1-38	工事時に樹木を伐採したら、後で復旧する必要があるでしょうか。	施工時使用可能範囲が裸地になることは、景観上望ましくないと考えるため、緑化するなど景観に配慮していただくことを期待します。
1-39	アクセス車路を整備する場合は、その部分の舗装の費用は事業者側で負担するという理解でよろしいでしょうか。また、仮にそういった提案をした場合、評価はされるのでしょうか。	費用負担についてはご理解のとおりです。ただし、評価は検討委員会に委ねられます。
1-40	管理動線について特に配慮が必要な事項はありますか。	できる限り、公園利用者と交わらないような管理動線の整備を求めます。
1-41	自転車や車両などは、完全な歩車分離を望んでいるのでしょうか。	大浜公園の北側に駐車場を整備しているため、北側又は東側の公園正面入口から徒歩による来館を想定しています。緊急用、管理用の車両は南側の園路を利用していただきますが、歩車分離としていただくことを想定しています。
1-42	その他、全体のプランニングで配慮すべき事項はありますか。	見通しがよく、死角が少ないなど、安全面・防犯面での配慮をお願いします。
1-43	市内業者の活用について定量的に提案する際に、一次下請業者だけでなく、二次下請業者、二次よりさらに下請けの業者を対象にしてもよろしいでしょうか。	対象にさせていただいて結構です。提案時には一次下請けではないことが容易に把握できるように、わかりやすい提案を期待しています。

2. 運営計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
2-1	提示されている上限金額の範囲内で価格を流動させることは可能でしょうか。	条例等で定める金額の範囲であったとしても、頻繁に料金を変更できるものではありません。公の施設であることを勘案し、利用料金の額については、利用者ニーズを踏まえ、慎重に決定してください。
2-2	管理運営するにおいて、指定管理者の事務手続きにかかる経費などを、事務手数料として徴収することは可能でしょうか。また、新体育館及び既存施設の利用料金の支払方法として、クレジットカードを用いることは可能でしょうか。	体育館の指定管理者は、体育館等の使用に係る料金として利用料金を徴収することはできませんが、入会金などの事務手数料を徴収することはできません。また、新体育館及び既存施設の利用料金の支払方法として、クレジットカードの利用については現在整理中です。
2-3	既存施設を改修し、利用料金を値上げすることは可能でしょうか。	現在のところ、既存施設の改修については、利用ニーズを踏まえた上で、市が行うこととしており、既存施設の状況を考慮すれば15年の事業期間の中で一定の改修は必要と考えています。なお、利用料金の改定については、その時の情勢等を勘案し、判断します。
2-4	トレーニング室の利用状況等をもとに、年間の営業時間9時-21時と同等の範囲の中で、営業時間を早めたり、短縮することは可能でしょうか。	新体育館の開館時間は午前9時から午後9時までを最低基準としており、開館時間の短縮は認められません。また、大浜体育館の開館時間中はすべての館内施設を使用可能としていただきたいと考えていることから、現時点では、トレーニング室など個々の諸室の営業時間を短縮する提案は認められません。
2-5	フットサル一般利用については、小アリーナのみとした利用制限を設定した場合、問題がありますでしょうか。施設(壁)の保全・破損等をふまえて。	小アリーナのみとした利用制限はできません。大アリーナ又は大・小アリーナの一体利用時でもフットサルで利用できるようにしてください。
2-6	体育館備品についてですが、新体育館への移行される備品はないと考えてよいのでしょうか(会議机や椅子等含む)。	基本的にないと考えていただいて結構です。
2-7	供用開始後、光熱水費の実績が出た段階で、計画値の増減を精算しあう方法を考えてもらえないでしょうか。	光熱水費のリスクは、一般的に企業努力によって費用を吸収することが期待されるものであるため、事業者においてご負担いただきます。
2-8	質問(第一次)の回答(事業契約書(案)に関する質問・回答書No.46)で、「施設賠償責任保険と第三者賠償責任保険の双方に加入」との回答を頂いていますが、保険会社に確認したところ両保険に大差は無く、通常どちらか一方で良いのではとの見解です。当該保険の付保に関する貴市のお考えをお示してください。	施設賠償責任保険は、公の施設を管理運営するにあたり、加入を求めています。その施設賠償責任保険において、第三者賠償責任保険の補償内容が担保されるのであれば、必ずしも加入を求めるものではありません。
2-9	オーパスシステムにおける「練習用」と「試合用」とはどのような区分なのでしょうか。	「練習用」と「試合用」は使用する器具によって分かります。例えば、「試合用」で申請されれば、バレーボールのネットにアンテナを設置するなど公式ルールに応じた器具をセット貸しすることとなり、利用料金額もオーパスで自動的に設定されます。また、オーパスカードは申請者が学生かどうかを判断することも可能となっています。
2-10	事業契約書の第76条第4項において、「4 PFI事業者は、市が口座振替により徴収できなかった利用料金については、自ら徴収に当たるものとする。利用料金の収納については、そのすべての責任をPFI事業者が負うものとし、利用料金の未収納について、市は何ら責めを負わない。」とありますが、口座振替により徴収できない事態は発生していますか。	口座振替の際に、指定口座が残高不足で引き落としができないことがあります。
2-11	音楽コンサートを開催するイメージはありますか。	大浜公園では野外ロックフェスなども開催されていますので、新体育館でも音楽コンサートを開催されることを期待します。なお、先日の野外ロックフェスの際は、イベント主催者にて公園駐車場を使用しない運営計画を立案していただいております。

■個別対話における確認事項

2. 運営計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
2-12	イベント・興行などについては、優先申込により施設を確保することは可能でしょうか。また、次年度の利用日程調整は、貴市で行われるのでしょうか。	イベント・興行などについては、自主事業又は2次優先として申請可能です。また、1次優先の利用日程調整は、PFI事業者の自主事業での利用希望日に配慮した上で、市において調整します。しかし、希望日が重複した場合は、原則、1次優先の利用希望日を優先します。なお、大アリーナを活用した自主事業を実施する場合は、2次優先の利用団体の意向を考慮した上で、平日などの利用が少ない時間帯を中心に行ってください。なお、土日祝日の大アリーナは、ニーズが非常に高い状況です。これらの現状も踏まえ、ご提案ください。
2-13	市の広報紙の活用、教育委員会を通じた公立幼稚園、小学校、中学校、高校へのチラシ等の配布によるPR活動は可能でしょうか。	指定管理者に対し、市の広報紙においてイベント告知する機会を設けています。しかし、紙面に限りがあるため、希望どおり掲載できない場合があります。なお、広報紙に関する有料広告は、折り込み広告(サイズやページ数、宅配エリアによって価格が設定されています)と紙面広告(広報紙下段の広告欄)を利用できます。なお、価格など詳細については、宅配業者や広告代理店へ直接お問い合わせいただくことになります。また、公立幼稚園、小学校、中学校、高校へのチラシ等の配布は、各学校園長にて判断されます。
2-14	公共施設及び公立幼稚園、小学校、中学校、高校におけるポスター等の掲示は可能でしょうか。	公共施設及び公立幼稚園、小学校、中学校、高校におけるポスター等の掲示は、各施設長又は各学校園長にて判断されます。
2-15	6/16付け質問回答 要求水準書No.41回答にて、「勤務職員の通勤用の駐車・駐輪スペースは設けることはできません。」とのことですが、以下3点の考えから、勤務職員の自動車・自動二輪・自転車での通勤が必須と考えておりますので、見直しをお願い致します。 一 本事業の立地は大浜公園だけでなく、浅香山公園や土居川公園等にまたがり、勤務職員の機動性確保が重要であると考えていること 二 高齢者・障害者雇用や災害時等緊急対応には地元住民の方の雇用が重要となる。公共交通機関網から考えて、通勤しやすさの確保は大事と考えていること 三 公園はどうしても夜間、暗いことがある。退勤時の安全性を向上させたいとも考えていること	維持管理運営用の業務用車両については、管理用駐車場に駐車することを認めており、当該駐車スペースにかかる使用料は発生しません。また、個人の通勤用車両については、公共用地に駐車、駐輪することは基本的に認めていません。身体上の理由など配慮すべき諸事情があるときは、改めて市にご相談ください。
2-16	現体育館の指定管理者の体育館への駆け付け基準や自宅待機の基準等がありますか。	現体育館は指定避難所に位置づけられていることから、堺市域において震度6弱以上の地震が発生した場合や災害対策本部又は区対策本部が開設決定したとき、その他市長が必要と認めた場合(堺市域に大津波警報又は津波警報が発表されている場合を除く)に、避難所として開設します。開設は市が行いますが、指定管理者には開設に先立ち、施設の点検や開錠などの開設準備を行っていただくこととなります。なお、新体育館は、津波避難ビルとしても指定することを予定しております。堺市域に大津波警報又は津波警報が発表されている場合は、避難所として開設はしませんが、津波避難ビルとして指定管理者による施設開放等が必要です。施設開放の方法等については、津波避難ビル指定の際の協議により調整します。
2-17	指定管理者が不在の時間帯に地元住民が避難に来られる可能性はありますか。	避難所開設が必要な災害の発生直後に、地域住民が避難に来られる可能性はあります。
2-18	現体育館は津波避難ビルとして位置づけされていないと存じますが、新体育館を津波避難ビルに位置づける理由をご教示願います。特に、階高によっては、2階まで浸水する可能性があると考えますが屋上を使用する考えもあるのでしょうか。	津波浸水想定区域に含まれている堺市所有の高層建築物等は津波避難ビルに指定しており、大浜体育館についても建て替えにあわせて、津波避難ビルに指定することを予定しています。なお、新体育館の建設に当たっては、現体育館の地盤高をグラウンドレベルとしてご提案ください。
2-19	現時点では選挙の投票所・開票所とはなっていませんが、今後投票所や開票所となることはあるのでしょうか。もし該当する場合は、使用できない期間中の事業の保証は貴市が負担するものと考えて宜しいでしょうか。	現時点において、選挙の投票所・開票所となる予定はありません。
2-20	公園駐車場の利用補助券を配布する仕組みを構築することは可能でしょうか。	PFI事業者が駐車場料金を負担するのであれば、無料チケットなどを配付する仕組みを構築することは可能です。
2-21	野球場側の駐車場について、現在は土日祝日以外は閉鎖しているようですが、本事業開始後に平日も利用できるようにしていただくことは可能でしょうか。また、駐車場の月額料金制の導入や施設利用者に対する割引などを検討してもらえないでしょうか。	平日の利用者が見込めるのであれば、平日も開放することは可能ですが、堺市公園協会との協議が必要です。また、大浜公園は駐車場がそれほど多くありませんので、市としては車での来園はできるだけ避けてほしいと考えています。そのため、駐車場の無料開放や月額料金制の導入などは想定していません。

3. 自主事業の計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
3-1	現体育館で開催されている教室については、すべて継続して開催することが望ましいのでしょうか。	必ずしも継続を求めるものではありませんが、現体育館のスポーツ教室の利用者に配慮した上で、継続するかどうかご判断願います。
3-2	自主事業①のうち、スポーツの推進など非収益事業については、市への納付対象から除外していただくことは可能でしょうか。	自主事業①を、収益事業と非収益事業に、客観性をもって明確に区分することは困難と思われるので、自主事業①については一律に収入の5%を市へ納付していただきます。なお、当該非収益事業が、スポーツ教室事業に関連するものとして位置づけられるのであれば、自主事業②として実施していただくことは可能です。
3-3	自主事業の実施に際し、市の後援名義を取得することは可能でしょうか。	新体育館及び既存施設で実施する自主事業については、大浜体育館名義で実施可能なため、別途、市が後援名義を付与することはありません。

■個別対話における確認事項

3. 自主事業の計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
3-4	施設内で自動販売機を設置することがあると思いますが、飲食関係や例えばアイスクリームなどの自動販売機の設置は可能でしょうか。	アイスクリームと清涼飲料水以外の自動販売機の設置は認めません。
3-5	現体育館と既存施設の中に自販機があると思いますが、特別な契約関係などはありますか。	新体育館に自動販売機を設置するに当たっては、現体育館の設置数と同数以上とし、設置業者は公募するなど公平性・透明性を確保した上で選定してください。また、既存施設の自動販売機は、公園管理者が別途設置しているものであるため、特に事業者側で用意していただく必要はありません。

4. 自主提案施設事業の計画について

No.	対話における確認事項	市の回答
4-1	自主提案施設について、「施設」という文言ですが、何らかの建物が必ず必要でしょうか。施設ではなく、事業のみを実施することは認められないでしょうか。	自主提案施設は、容易に撤去できない施設の整備を求めています。何も整備せずに、事業だけ実施する場合は、自主提案施設と認められません。
4-2	「大浜公園敷地内に独立採算により・・・設けることが出来る」とありますが、自主提案施設の位置は事業用地内に限らないと考えてよろしいでしょうか。	自主提案施設の整備可能範囲について、実施方針公表時には「計画地及びそれに隣接する敷地の一部に」としていましたが、最新の入札説明書では、「大浜公園の敷地内に」として範囲を拡大しています。ただし、公園の一部に国有地が含まれるため、設置場所については、事前に市に相談していただきます。
4-3	自主提案施設事業として、設置許可に基づく使用料など賃料を支払う必要がある範囲についてご教示ください。	自主提案施設に対する設置許可は、自主提案施設事業として恒常的に占有する範囲を含めて許可し、その許可面積に応じた使用料を徴収します。なお、自主提案施設事業者が、新体育館にある機能を使用する場合は、PFI事業者に対し、当該機能にかかる使用料を支払う必要があります。
4-4	営業時間に制限はあるでしょうか。	地域住民の理解が得られるのであれば、営業時間に制限はありません。ただし、大阪府青少年健全育成条例をはじめ関係法令は遵守してください。
4-5	アルコールの提供は可能でしょうか。また、大浜公園のバーベキュー場でもアルコールを飲まれている方は多いと思いますが、持込に対する制約はありますか。	新体育館及び既存施設を管理運営する指定管理者が日常的にアルコールを提供することは認められませんが、自主提案施設においてアルコールを提供することは可能です。ただし、アルコール販売するにあたっては、市の事業の一環であることを勘案し、対面販売することや運転者へ販売しないことなど、十分に配慮してください。
4-6	6/16付け質問回答の入札説明書No.7にて、「保育事業」についての質問がありますが、例えば「保育園」「保育施設」は都市公園内の便益施設として設置可能でしょうか。また、設置可能な場合、認可外であっても市との協議が必要でしょうか。	都市公園法の改正により、認可保育所等の設置は可能となりましたが、認可保育所等の設置については将来的な地域の需要予測に合致するか等を踏まえ、施設の必要性を判断した上で、市が行う公募により事業者や事業実施場所を決定しています。なお、現在、当該区域において、保育所等を公募する予定はありません。また、認可外保育施設は、今回の都市公園法の改正により占有が認められた施設ではありませんので、設置できません。
4-7	自主提案施設として、缶・ペットボトルのリサイクル施設を設けた場合、その部分を障害者就労支援施設に認定可能でしょうか。	都市公園法の改正により、障害者就労支援施設の設置は可能ですが、障害者就労支援施設として指定するためには、別途手続きが必要となるため、認定されるかどうかの判断はできかねます。なお、自主提案施設は、公園利用者の便益に寄与する施設及び公園利用に即したものが望ましいと考えます。
4-8	自主提案施設利用者の駐車場を、施設専用の駐車場として、堺市公園協会運営の駐車場とは別に、公園内に設けてもよろしいでしょうか。	公園駐車場以外で、新たな駐車場の整備は考えておらず、自主提案施設を訪れる人に対しても、公園駐車場を使っていただくこととなります。また、新たに公園駐車場を拡充整備したとしても、その駐車場の管理運営は堺市公園協会が担うこととなります。なお、PFI事業者が駐車場料金を負担するのであれば、無料チケットなどを配付する仕組みを構築することは可能と考えます。

5. その他

No.	対話における確認事項	市の回答
5-1	落札者決定基準における審査の視点の「1.PFI事業に係る計画全体に関する事項(5)地域経済への波及効果・活性化」において、「①障害者等の就職困難者の雇用」の“等”には健全者も含まれている、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「障害者等の就職困難者の雇用」の“等”には障害を有しない者も含まれます。
5-2	利用料金収入と積算収入について、想定利用率の記載が求められているが、日単位の入力でよろしいでしょうか。	日単位ではなく、コマ単位の記載を求めています。様式を修正します。